

令和7年度監査計画

(令和7年2月3日委員決裁)

1 令和7年度において特に取り組む事項

令和7年度に実施する監査、検査及び審査（以下「監査等」という。）については、名古屋市監査委員監査基準に従って実施するものとする。

特に、財務監査及び行政監査を実施するにあたっては、経済性、効率性及び有効性の観点に、より一層の重点を置くものとする。

2 実施する監査等の種類

- (1) 財務監査
- (2) 行政監査
- (3) 財政援助団体等監査
- (4) 決算審査
- (5) 例月出納検査
- (6) 基金運用状況審査
- (7) 健全化判断比率等審査
- (8) 内部統制評価報告書審査

3 監査等の対象及び実施時期

別紙「監査等の対象及び実施時期」のとおり

4 その他

前記1から3までに定めるもののほか、必要な事項については、実施の都度定める。

監査等の対象及び実施時期

1 財務監査及び行政監査

対 象	実施時期
スポーツ市民局 ^{注1、注2}	令和7年3月～ 令和8年3月
緑政土木局 ^{注1} 、農業委員会事務局 ^{注1}	
教育委員会（生涯学習部） ^{注1、注2}	
総務局 ^{注1} （工事）	令和7年2月～ 令和7年9月
緑政土木局 ^{注1} （工事）	
スポーツ市民局 ^{注1} （工事）	令和7年9月～ 令和8年3月
観光文化交流局 ^{注1} （工事）	
交通局（工事）	
実施計画において定める局室区 （実査当日に通知して実施）	令和7年3月～ 令和8年2月
局室区 （特定のテーマを実施計画において定める。）	令和7年6月～ 令和8年3月

注1）対象局に併せて、財政局が実施する関連事務を含む。

注2）対象局に併せて、区役所が実施する関連事務を含む。

2 財政援助団体等監査

(1) 出資団体監査

対 象	所管局	実施時期
名古屋埠頭株式会社	経済局	令和7年6月～ 令和8年3月
名古屋食肉市場株式会社		
公益財団法人名古屋食肉公社		
公益財団法人名古屋フィルハーモニー交響楽団	観光文化交流局	
公益財団法人名古屋市文化振興事業団		

注) 対象団体に関係する事務について、所管局に対する監査を併せて実施する。

(2) 公の施設の指定管理者監査

対 象	所管局	実施時期
スポーツ市民局が所管する公の施設の指定管理者	スポーツ市民局	令和7年3月～ 令和8年3月
緑政土木局が所管する公の施設の指定管理者	緑政土木局	
教育委員会（生涯学習部）が所管する公の施設の指定管理者	教育委員会（生涯学習部）	

注) 「1 財務監査及び行政監査」の対象局が所管する公の施設の指定管理者のうち実施計画において定めるものを対象とする。

3 決算審査

対 象	実施時期
一般会計及び特別会計決算審査	令和7年7月～ 令和7年9月
公営企業会計決算審査	令和7年6月～ 令和7年9月

4 例月出納検査

検査は、原則として毎月 25 日に前前月の出納について行う。ただし、決算整理及び決算審査時期の検査は次のとおりとする。

- ・ 一般・特別会計の 5 月の出納：7 月上旬
- ・ 公営企業会計の 3 月の出納：6 月上旬

対 象
一般会計及び特別会計
公営企業会計

5 基金運用状況審査

対 象	実施時期
基金運用状況審査 (土地基金、美術品等取得基金)	令和 7 年 6 月～ 令和 7 年 9 月

6 健全化判断比率等審査

対 象	実施時期
健全化判断比率審査	令和 7 年 8 月～ 令和 7 年 9 月
資金不足比率審査	

7 内部統制評価報告書審査

対 象	実施時期
内部統制評価報告書審査	令和 7 年 7 月～ 令和 7 年 9 月